

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	9
第11表	短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	30

2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	39
第15表	職種別給与額等	40
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	47
第17表	職員給与と民間給与の較差	47
第18表	給与改定の状況	48
第19表	定期昇給の実施状況	48
第20表	昇給制度の状況	48
第21表	学歴別初任給	49
第22表	初任給の改定状況	49
第23表	特別給の支給状況	50
第24表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第25表	家族手当の支給状況	50
第26表	住宅手当の支給状況	51
第27表	月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況	52

3 生計費関係資料

第28表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）	53
------	-------------------------	----

4 労働経済関係資料

第29表	労働経済指標	54
------	--------	----

5 人事院勧告・報告関係資料

	給与勧告の骨子	56
	公務員人事管理に関する報告の骨子	58

1 職員給与関係資料

平成29年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	10,042	43.6	21.3
行政職給料表	3,151	43.2	21.2
公安職給料表	1,217	37.1	16.2
教育職給料表(1)	1,683	46.3	23.6
教育職給料表(2)	3,590	45.1	22.4
研究職給料表	156	41.8	18.4
医療職給料表(1)	39	37.7	13.7
医療職給料表(2)	118	41.2	18.0
医療職給料表(3)	50	41.4	17.4
海事職給料表	38	41.4	20.5

(注) 1 企業局に勤務する職員(39人)、病院局に勤務する職員(1,155人)及び現業職給料表の適用を受ける職員(161人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(91名：うちフルタイム勤務職員61名、短時間勤務職員30名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	84.0	3.8	12.2	0.0	61.1	38.9
行政職給料表	100.0	73.1	5.8	21.1	0.0	66.1	33.9
公安職給料表	100.0	54.9	3.5	41.7	0.0	91.0	9.0
教育職給料表(1)	100.0	95.4	2.2	2.4	—	56.5	43.5
教育職給料表(2)	100.0	99.3	0.7	0.0	—	48.9	51.1
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	82.1	18.0
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	66.7	33.3
医療職給料表(2)	100.0	75.4	24.6	0.0	—	43.2	56.8
医療職給料表(3)	100.0	8.0	92.0	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	26.3	44.7	29.0	—	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	349,588 円
扶養手当	8,816
管理職手当	6,106
地域手当	567
その他の手当	9,619
合計	374,696

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	317,150 円	313,427 円
扶養手当	8,848	10,570
管理職手当	8,627	4,952
地域手当	832	186
その他の手当	6,393	9,502
合計	341,850	338,637

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給料	391,416 円	373,918 円
扶養手当	10,243	7,527
管理職手当	3,955	5,349
地域手当	48	0
その他の手当	10,163	9,458
合計	415,825	396,252

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給料	317,688 円	409,128 円
扶養手当	10,915	8,272
管理職手当	4,700	23,059
地域手当	0	70,944
その他の手当	8,654	276,058
合計	341,957	787,461

区分 給与種目	医療職給料表（２）適用職員	医療職給料表（３）適用職員
給 料	301,693 円	299,814 円
扶 養 手 当	5,652	5,408
管 理 職 手 当	3,447	2,788
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	8,336	7,324
合 計	319,128	315,334

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	330,345 円
扶 養 手 当	14,768
管 理 職 手 当	1,705
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	11,079
合 計	357,897

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である	うち扶養親族である	うち配偶者・子以外の
		配偶者を有する者	子を有する者	扶養親族を有する者
	人	人	人	人
1人	1,522	512	861	149
2人	1,690	549	1,622	116
3人	1,149	638	1,140	75
4人	382	290	382	66
5人	52	47	52	15
6人以上	7	6	7	4
計	4,802	2,042	4,064	425

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、18,463円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	人 115	人 50	人 3	人 0	人 8	人 1	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0
受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額										
人 178	円 34,438										

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	教頭	部主事
受給者	人 13	人 50	人 158	人 180	人 20	人 208	人 2	人 125	人 29
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額	
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員				
受給者	人 5	人 32	人 143	人 50	人 13	人 1,028	円 59,643		

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
	人 (構成比)	人 (100.0%)	人 (28.0%)	人 (17.2)	人 (2.2%)	人 (1.1%)	人 (3.2%)	人 (3.2%)	人 (3.2%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 61,224	円 65,515	円 55,777	円 66,150	円 36,132	円 29,710	円 16,128	円 8,421	円 70,944

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,007 人
手当月額11,000円未満の受給者	6
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	965
手当月額27,000円の受給者	1,036
手当受給者1人当たり平均手当月額	24,939 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	6 人	13,417 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	8,445 人
交通機関等のみを利用する者	319
交通用具のみを使用する者	8,001
交通機関等と交通用具を併用する者	125
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	16,895 円
交通用具の使用者1人当たり平均手当月額	8,199 円

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	14	人	人	10人	3人	人	人	人	1人	人	人
公安職給料表	5					4			1		
教育職給料表(1)	23		5	18							
教育職給料表(2)	19			19							
給料表計	61										
60歳	29										
61歳	23										
62歳	5										
63歳	3										
64歳	1										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	1	人	人	1人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	8					6		1	1		
教育職給料表(1)	17		2	15							
教育職給料表(2)	4			4							
給料表計	30										
60歳	8										
61歳	7										
62歳	12										
63歳	2										
64歳	1										

(注) 再任用職員のうち、短時間勤務職員の状況である。

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8						1			
9	6								
10									
11									
12	2								
13									
14	4								
15	1								1
16									3
17		4							1
18		6	1						1
19	6	8						1	
20	2	2						2	
21		4						1	1
22	2	30				1		4	2
23		10						2	
24	4	4		1				7	1
25	2	8	1						
26		6			1			3	
27	1	41						1	1
28	1	6	2				1		
29	59	6	2					1	
30	3	9	1				1	3	1
31	2	29	1					1	2
32	1	8	1					1	
33	4	11	5			1		2	
34	46	8	1				12	2	
35	2	31	4				4	3	
36	9	8	4				3	1	
37	1	12	9				2	2	
38	2	6	2				5	1	
39	37	38	2				1	1	
40	3	4	9	1					
41	6	7	14	2		1		5	
42	3	13	3	1			1		
43	5	40	3				1		
44	29	10	9				1		
45	7	17	20	3		1			
46	6	3	7	1	1	2			
47	10	29	7	1					
48	3	5	16	1	1	3	2		
49	39	8	27	6	1	2	1		
50		6	13	4	1	4	1		
51	2	27	16	4	6	6	1		
52	3	6	29	4	2	11	1		
53	1	6	28	12	2	11	2		
54	3	10	10	11	3	24			
55	2	18	30	16	10	14			
56	1	11	24	11	10	13			
57	2	10	29	9	9	15			
58		6	29	17	8	15			
59		18	23	20	21	8			
60		7	38	16	15	13			
61		10	24	18	24	5			
62		5	20	11	24	8			
63		23	30	15	9	10			
64	1	4	17	10	26	9			
65	2	5	30	10	31	6			
66	1	6	15	10	25	5			
67	1	11	23	6	28	7			
68		4	24	4	14	9			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		3	25		27	13			
70		8	12		14	7			
71	3	10	24		8	13			
72	1	3	22		13	7			
73			18		5	11			
74		2	13	1	5	8			
75		6	16		4	6			
76		6	16		6	11			
77	1	6	16	1	4	7			
78		1	11		10	10			
79		5	6		7	6			
80		1	10		20	5			
81		2	5		13	4			
82		5	11		13				
83		5	5		7				
84		2	5		9				
85			7		3				
86		1	2		4				
87		2	2		1				
88		4	3		4				
89	1	3	1		1				
90		2	2						
91		8	6						
92	1	2	3						
93	3	5	2						
94		8							
95		2	5						
96		6	2						
97		1	1						
98		3	5						
99		1	9						
100		4	4						
101		8	11						
102		3	5						
103		2	10						
104		5	6						
105		2	9						
106		5	5						
107		1	3						
108			3						
109		5	3						
110		2	1						
111		2	1						
112		4							
113			3						
114		1							
115									
116									
117			3						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		7							
計	337	788	935	227	450	313	42	44	15

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,151人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	21								
8									
9									
10									
11	16								
12	5								
13	2		2						
14									
15									
16									
17	19		1						
18	1								
19	1	8	1						
20		1							
21	1		3	1					
22	17								
23	1	13	2						
24	2	3	1						
25			6						
26			1						
27	14	16							
28	1			1	1				
29	1	25	4	1	2				
30	1	3		3					
31	12	10	2	5	1				
32	1	1		1					1
33	4	2	6	3	1				2
34		10		2					3
35	5	7	8	2	2				1
36	1	6	3		2				2
37		6	6	1	1				1
38		1	1		1				
39	1	17	8	1	1				
40	2	2	3	1					
41	1	3	15	4					
42		2	3	3					
43		9	9	5					
44		2	3		1				
45	1	6	11	8	1				
46	2	3	5	6	2			2	
47	1	15	8	5	2			1	
48	1	2	3	5				2	
49		2	11	7				2	
50		1	3	7	2			1	
51	1	8	16	3	1			3	
52		7	4	2	2		1		
53		2	12	4	2		2		
54		1	4	6	2	1	3	1	
55		5	11	7	2		4	1	
56		2	5	3	2		3		
57		4	10	11		1	1	1	
58		5	4	11	6	1	4		
59		2	7	10	1	1	2		
60		3	5	8	3	1	1		
61		2	8	9	2		1		
62		2	5	4	2	1	1		
63		1	4	8			5		
64			6	2			7		
65			5	7		2	1		
66			6	5	1		2		
67			8	5		1	3		
68			1	7		1	2		
69			4	4		3	2		
70			4	2	1	3	1		
71			8	3		5	1		
72			2	5	1	5	4		
73				3	2	5	3		
74			2	2	3	3	2		
75			1	1	1	1	1		
76			1	4		3	2		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77				7		1	1		
78			1	2					
79			1	1		3	2		
80				5		2			
81		1		1		1	4		
82					1				
83				1					
84				1		1			
85				4					
86				3		1			
87				3					
88				3					
89			1	3					
90				2					
91			1	4					
92				1					
93				4					
94				4					
95				1					
96				1					
97				4					
98				2					
99				4					
100				3					
101				4					
102				8					
103				7					
104				3					
105				2					
106			1	6					
107			1	12					
108				10					
109				5					
110				4					
111				6					
112				2					
113									
114				3					
115				8					
116				10					
117				2					
118			1	2					
119				2					
120			1	1					
121				5					
122			2	1					
123			1	1					
124				2					
125				5					
126									
127									
128			1						
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	136	221	285	383	55	47	66	14	10

適用職員数	1,217人
-------	--------

教育職給料表(1)

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10		7			
11					
12		1			
13					
14					
15		4			
16					
17		1			
18					
19					
20	1	6			
21					
22		5			
23					
24					
25		5			
26		1			2
27		4			4
28		1			
29		5			3
30					
31		1			4
32					3
33		11			3
34		1			2
35	1	6			3
36		2			
37		5			
38		1			4
39		5			1
40		1			2
41		7			
42					
43		5			1
44					
45	1	4			
46					
47		8			1
48		1			
49		15			
50		2			
51		3			
52		3			
53		10			
54		2			
55		8		2	
56		5			
57		16		1	
58	1	2		2	
59		4		6	
60		1		10	
61		11		2	
62		6		6	
63		10		4	
64		6		1	

号 給	職務の級				
	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		29		6	
66	1	5	1	5	
67		6		3	
68		15		4	
69	1	34		3	
70	1	5	2	1	
71		9		5	
72		3		2	
73	2	18		2	
74		9		1	
75	1	11	2	1	
76		7		3	
77	2	35	2		
78		3	3		
79		16	4	1	
80	1	8	4	1	
81	1	29	7		
82	1	6	3		
83	1	19	2		
84	1	17	1		
85	2	26	1		
86	1	9	1		
87	1	27			
88	1	10			
89	3	30	1		
90		12			
91	1	22			
92		18			
93	2	28			
94	1	11			
95	1	30			
96	3	8			
97	1	38			
98		6			
99		22			
100		18			
101	2	29			
102		8			
103	2	12			
104	2	15			
105	2	20			
106	2	17			
107	1	33			
108	1	16			
109	2	22			
110	2	23			
111	3	32			
112		27			
113	4	26			
114		32			
115		53			
116	1	37			
117	1	25			
118	2	33			
119	2	36			
120		27			
121	2	40			
122		21			
123		24			
124		22			
125		12			
126		17			
127		5			
128		7			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
129					
130		1			
131		2			
132					
133					
134	1				
135					
136					
137					
138					
139	1				
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152	1				
153					
計	68	1,476	34	72	33

適用職員数	1,683人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					1
17		11			2
18					2
19		5			2
20					2
21					7
22		39			23
23					21
24		10			15
25		1			19
26		1			14
27		32			12
28					9
29		13			10
30		4			4
31					7
32		46			5
33		1			8
34		18			4
35		1			4
36					2
37		43			2
38		2			
39		12			2
40		1			
41		46			1
42		2			
43		16			1
44		6			1
45		50			
46		7			
47		11			
48		5			
49		46			
50		3			
51		18			
52		8			
53		36		1	
54		6			
55		24			
56		5			
57		41			
58		4		1	
59		16		1	
60		11			
61		36			
62		4			
63		17			
64		8			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		37			
66		7			
67		17	1	1	
68		14	1	2	
69		36		1	
70		8	1	3	
71		9		8	
72		7	1	9	
73		28		17	
74		6	1	25	
75		20	1	20	
76		8	1	21	
77		39	1	16	
78		9	3	19	
79		21	3	12	
80		13	4	10	
81		49	2	3	
82		4	1	4	
83		15		5	
84		14		3	
85		41		4	
86		14		1	
87		18			
88		12		1	
89		32		1	
90		13			
91		24			
92		18			
93		48			
94		14			
95		26			
96		36			
97		41			
98		16			
99		23			
100		35			
101		54			
102		32			
103		31			
104		21			
105		49			
106		20			
107		36			
108		24			
109		41			
110		19			
111		27			
112		26			
113		54			
114		25			
115		32			
116		28			
117		41			
118		23			
119		50			
120		53			
121		63			
122		79			
123		101			
124		111			
125		93			
126		80			
127		132			
128		113			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		47			
130		30			
131		37			
132		47			
133		43			
134		21			
135		30			
136		22			
137		14			
138		3			
139		6			
140		4			
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
計	0	3,200	21	189	180

適用職員数	3,590人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	2				
30					
31					
32					
33					
34	3				
35					
36					
37					
38					
39	2				
40			1		
41	1				
42	1				
43					
44	1				
45					
46	3		1		
47				1	
48			2	1	
49					
50				1	
51	1				
52	1	2	1		
53	1	1			
54	2	1	1	1	
55			2	1	
56	2		1		
57	1	1		1	
58					
59	3	2	2	1	
60		1	4		
61	3	1			
62		1		1	
63		3	1		
64	1	1	1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65	2	2	2		
66	1	1		1	
67	4	2	2		
68		1	1		
69					
70		1			
71	4		1		
72					
73		2		1	
74	1	1			
75	2	1		1	
76	1		1		
77		1			
78	1		1	1	
79	2	1			
80	1	1			
81		2	1		
82		2			
83	4				
84			3		
85	1				
86					
87					
88	1	3			
89			1		
90			1		
91	1	1	1		
92			1		
93			1		
94	1	2			
95					
96					
97		1			
98					
99	1				
100		2			
101					
102					
103					
104		1			
105					
106		3			
107		2			
108		1			
109					
110	1				
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119	1				
120					
121		1			
122					
123	1				
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132	1				
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139	人	人	人	人	人
140					
141					
142					
143					
144	1				
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
計	61	49	34	12	0

適用職員数	156人
-------	------

医療職給料表（1）

職級の級 号 給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	7			
18				
19				
20				
21	4			
22				
23				
24				
25	5			
26				
27				
28				
29		1	1	
30		1		
31			1	
32				
33	2			
34				
35				
36				
37				
38		1		
39				
40				
41	1	1		
42		1		
43				
44				
45			1	
46				2
47				
48				
49	1			
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77			1	
78				
79				
80				
81			7	
82				
83				
84				
85				
計	20	5	11	3

適用職員数	39人
-------	-----

医療職給料表 (2)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19		1					
20		1					
21							
22							
23		1					
24							
25		1					
26							
27		1					
28							
29							
30	1	3					
31							
32							
33							
34							
35		1					
36		1					
37		1					
38							
39		1					
40							
41						1	
42							
43		1					
44						1	
45				2			
46		1				1	
47		4		3	1		
48				1			
49			1	3	1	2	
50		1				1	
51		2		1	1		
52		1					
53		3		2	1	1	
54		3			3		
55		4			1		
56		2			1		
57		1		2	1		
58		2		1	1		
59				2	2		
60		1					
61			1				
62				1			
63		3					
64		1	1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65			1	2	1		
66			1				
67			1	1			
68	1		2	2	1		
69							
70				3			
71		1			1		
72		1			1		
73		1					
74		1	1				
75				1			
76							
77				1			
78							
79							
80							
81							
82							
83		1					
84							
85							
86							
87		1		1			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94		2					
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		2					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	2	54	9	29	17	7	0

適用職員数	118人
-------	------

医療職給料表 (3)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					
25		1					
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33		1					
34							
35							
36							
37							
38		1					
39							
40		1					
41							
42		1					
43							
44							
45							
46		1					
47							
48							
49		2	1				
50		1					
51		1					
52							
53		1					
54							
55							
56		1					
57			1				
58			1				
59						1	
60		1					
61			1				
62		1					
63							
64							
65							
66		1					
67				1			
68							
69				1			
70							
71							
72		1					
73		1					
74		2					
75						1	
76						1	
77				1			
78		1					
79							
80		1	1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82		1	1				
83							
84		2					
85							
86		1					
87				1			
88							
89							
90							
91							
92				1			
93							
94		1					
95		1					
96							
97							
98							
99		1					
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107		1					
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117		1					
118							
119		1					
120							
121							
122							
123		1					
124							
125		2					
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	36	6	5	2	1	0

適用職員数	50人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24					
25					
26					
27		1			
28		1			
29					
30					
31					
32					
33					1
34					
35		1			
36					
37					
38					
39		2			
40		1			
41		1			
42					
43					
44					
45					
46				1	
47					
48		1			
49	1	1		1	
50		1		1	
51				1	
52					
53		1	1		
54					
55					
56				1	
57	1				
58		1			
59					
60			1		
61		1	1		
62					
63			1	1	
64			1		

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65			1		
66					
67					
68					
69		1			
70					
71					
72					
73					
74					
75		1			
76					
77		1			
78					
79					
80			1		
81		1			
82				1	
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89	1				
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103		1			
104					
105					
106		1			
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	3	20	7	7	1

適用職員数	38人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	6									6
19歳	5									5
20歳	5									5
21歳	9									9
22歳	53									53
23歳	45									45
24歳	54									54
25歳	44									44
26歳	59									59
27歳	19	41								60
28歳	13	43								56
29歳	4	43				1				48
30歳	2	37								39
31歳	3	53								56
32歳	1	60	1	1						63
33歳	3	58	6							67
34歳		56	8							64
35歳	2	48	20							70
36歳		49	27							76
37歳		49	36							85
38歳		30	48		1					79
39歳	1	22	63			1				87
40歳		21	65	2						88
41歳	2	23	59	4				1		89
42歳	1	10	72	4						87
43歳		16	90	13	1					120
44歳	1	13	71	16	8					109
45歳	1	19	78	31	11	1				141
46歳	2	16	50	17	15	2				102
47歳		12	50	20	27	2				111
48歳		6	36	27	29	7				105
49歳		14	23	18	37	6	1			99
50歳		12	21	19	28	17				97
51歳		7	19	13	50	19				108
52歳		7	17	13	45	25	4			111
53歳		11	17	7	34	27	3	6		105
54歳		3	14	7	40	37	5	4	1	111
55歳	1	6	18	7	38	34	4	6		114
56歳		2	9	5	24	43	5	11		99
57歳			12	2	27	45	8	5	4	103
58歳			2		19	19	6	6	7	59
59歳			3	1	16	27	6	5	3	61
60歳以上	1	1								2
計	337	788	935	227	450	313	42	44	15	3,151

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

年 齢	職務の級									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	21									21
19歳	21									21
20歳	20									20
21歳	17									17
22歳	18	8								26
23歳	21	11	3							35
24歳	5	38	1							44
25歳	1	28	6							35
26歳	4	26	7							37
27歳	1	19	17							37
28歳	3	26	11							40
29歳	3	10	21	2						36
30歳		14	24	5						43
31歳	1	14	26	9						50
32歳		10	27	5						42
33歳		9	23	9						41
34歳			24	18	1					43
35歳		6	16	17	2					41
36歳		1	14	18	5					38
37歳		1	19	23	1					44
38歳			13	23	2					38
39歳			10	25	3					38
40歳			5	23	3					31
41歳			3	12	10					25
42歳			4	19	9	3				35
43歳			2	8	2	1				13
44歳				10	5	1	2			18
45歳				16	2	1	1			20
46歳			1	13	2	1	2			19
47歳				11		3	7			21
48歳			1	7	1	3	2			14
49歳				2		1	6			9
50歳				4		1	5			10
51歳				11		6	1			18
52歳				18	2	4	9	1		34
53歳			2	6	1	2	4	5		20
54歳			1	10		4	4	1		20
55歳			1	12	1	6	6	2		28
56歳			2	13		4	4	2	4	29
57歳				8	2	2	4		3	19
58歳				13	1		3	3	2	22
59歳			1	13		4	6		1	25
60歳以上										
計	136	221	285	383	55	47	66	14	10	1,217

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		1				1
23歳		6				6
24歳	2	6				8
25歳		7				7
26歳	1	10				11
27歳		8				8
28歳		17				17
29歳		13				13
30歳		8				8
31歳		9				9
32歳	2	23				25
33歳	2	19				21
34歳	2	27				29
35歳	2	24				26
36歳	2	41				43
37歳	2	56				58
38歳	5	41				46
39歳	3	55				58
40歳	4	37				41
41歳	2	58				60
42歳	4	62				66
43歳	3	55				58
44歳	9	74				83
45歳	7	70	1			78
46歳	5	69		1		75
47歳	4	65	2			71
48歳		50	1	1		52
49歳		72	6			78
50歳		53	4	3		60
51歳		56	8	7		71
52歳		61	6	7		74
53歳	2	56	1	10		69
54歳	2	63	1	8	1	75
55歳		61	2	5	5	73
56歳	2	50		10	8	70
57歳		36	1	6	4	47
58歳	1	32	1	6	7	47
59歳		24		8	8	40
60歳以上		1				1
計	68	1,476	34	72	33	1,683

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		11				11
23歳		42				42
24歳		44				44
25歳		68				68
26歳		55				55
27歳		60				60
28歳		75				75
29歳		71				71
30歳		55				55
31歳		70				70
32歳		67				67
33歳		64				64
34歳		76				76
35歳		46				46
36歳		70				70
37歳		79				79
38歳		83				83
39歳		67				67
40歳		94				94
41歳		103				103
42歳		115				115
43歳		86				86
44歳		81				81
45歳		102				102
46歳		111	2			113
47歳		99	3			102
48歳		97	2	1		100
49歳		128	2	3		133
50歳		105	3	11		119
51歳		124	7	13	2	146
52歳		130	1	20	1	152
53歳		125		32	2	159
54歳		106		28	10	144
55歳		122		27	21	170
56歳		118	1	17	29	165
57歳		91		12	44	147
58歳		87		14	34	135
59歳		72		11	37	120
60歳以上		1				1
計	0	3,200	21	189	180	3,590

研究職給料表

年 齢	職務の級					計
	1	2	3	4	5	
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	1					1
23歳	4					4
24歳	2					2
25歳	4					4
26歳	1					1
27歳	5					5
28歳	7					7
29歳	1					1
30歳	5					5
31歳	4					4
32歳	5					5
33歳	2					2
34歳	6	1				7
35歳	3	1				4
36歳	2	1				3
37歳	1	1				2
38歳	1	2				3
39歳	1					1
40歳		1				1
41歳	2	7				9
42歳	1	3				4
43歳		4				4
44歳		5	2			7
45歳	1	5	1			7
46歳		4	5			9
47歳	1	2	1			4
48歳		4	3			7
49歳		4	3	1		8
50歳			5	1		6
51歳		2	4			6
52歳		1		1		2
53歳			2			2
54歳	1		2	1		4
55歳		1		1		2
56歳			3	2		5
57歳			1	4		5
58歳			1			1
59歳			1	1		2
60歳以上						
計	61	49	34	12	0	156

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳	3				3
26歳	7				7
27歳	4				4
28歳	2				2
29歳	1				1
30歳					
31歳					
32歳	1	2			3
33歳	1				1
34歳	1	2			3
35歳					
36歳		1			1
37歳			1		1
38歳					
39歳					
40歳			1		1
41歳					
42歳			1		1
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳			1		1
48歳					
49歳					
50歳					
51歳					
52歳			1		1
53歳			1		1
54歳			1		1
55歳			1		1
56歳			1		1
57歳				1	1
58歳			1		1
59歳					
60歳以上			1	2	3
計	20	5	11	3	39

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳		2						2
24歳								
25歳	1	2						3
26歳		1						1
27歳		2						2
28歳		2						2
29歳		2						2
30歳		3						3
31歳		1						1
32歳		1						1
33歳		6						6
34歳		6						6
35歳		7						7
36歳		6						6
37歳	1	1		1				3
38歳		3	1	3				7
39歳		2	1	1				4
40歳				5				5
41歳		1	4	2				7
42歳		1		4				5
43歳		1		2				3
44歳				2	1			3
45歳		2		2	2			6
46歳				1	2			3
47歳				1	3			4
48歳					3			3
49歳					3	1		4
50歳								
51歳		1	1	1		2		5
52歳				1	1			2
53歳					2			2
54歳		1	1	1		1		4
55歳					2	2		4
56歳			1					1
57歳				2	1			3
58歳								
59歳						1		1
60歳以上								
計	2	54	9	29	17	7	0	118

医療職給料表（3）

年 齢	職務の級							計
	1	2	3	4	5	6	7	
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳		1						1
22歳								
23歳								
24歳		1						1
25歳								
26歳								
27歳		1						1
28歳		1						1
29歳		1						1
30歳		2						2
31歳								
32歳		4						4
33歳		1						1
34歳		2						2
35歳								
36歳		1						1
37歳		2						2
38歳		1	1					2
39歳		3	1					4
40歳		1						1
41歳								
42歳		1	1					2
43歳		2						2
44歳			2	2				4
45歳				1				1
46歳		1						1
47歳		2						2
48歳								
49歳		3		1	1			5
50歳		2						2
51歳			1		1			2
52歳		1						1
53歳		1		1				2
54歳		1						1
55歳								
56歳						1		1
57歳								
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	36	6	5	2	1	0	50

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳						
24歳	1					1
25歳						
26歳	1	1				2
27歳						
28歳		1				1
29歳		1				1
30歳		1				1
31歳		3				3
32歳		2				2
33歳		3				3
34歳						
35歳		1				1
36歳		1				1
37歳						
38歳		1				1
39歳			1			1
40歳						
41歳						
42歳						
43歳		1				1
44歳		1	1			2
45歳			1		1	2
46歳	1		1	1		3
47歳						
48歳		2		1		3
49歳			1			1
50歳						
51歳						
52歳				2		2
53歳				2		2
54歳		1				1
55歳						
56歳						
57歳			1			1
58歳				1		1
59歳			1			1
60歳以上						
計	3	20	7	7	1	38

2 民間給与関係資料

平成29年職種別民間給与実態調査の結果

平成29年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された225事業所の中から無作為に抽出した136事業所（うち11事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人 ～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	1	—	—	—	—	1
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	7	3	—	—	3	1
製 造 業	53	2	3	4	30	14
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	26	8	—	2	9	7
卸 売 ・ 小 売 業	11	2	—	—	6	3
金融・保険業、不動産業	4	—	1	1	2	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	22	4	2	4	8	4
合 計	125	19	6	11	59	30

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A-B)			
							円	円
事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	支 店 長	12	54.1	653,401	60	653,341	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	5	52.4	737,463	0	737,463		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	6	54.9	566,521	39	566,482		
	中 学 卒	1	*	*	*	*	*	
	工 場 長	工 場 長	3	51.9	678,677	46,754	631,923	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
		大 学 卒	3	51.9	678,677	46,754	631,923	
		短 大 卒	-	-	-	-	-	
		高 校 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	事 務 部 長	83	52.2	533,842	173	533,669	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
		大 学 卒	57	51.6	545,829	12	545,817	
		短 大 卒	6	49.3	388,279	2,374	385,905	
高 校 卒		20	54.6	541,496	0	541,496		
技 術 部 長	技 術 部 長	44	53.4	579,240	1,336	577,904	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	24	53.4	599,480	27	599,453		
	短 大 卒	7	54.1	636,541	3,071	633,470		
	高 校 卒	13	52.9	508,144	2,940	505,204		
事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	事 務 部 次 長	43	51.2	481,034	25	481,009	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
	大 学 卒	33	51.1	495,863	32	495,831		
	短 大 卒	3	51.6	488,067	0	488,067		
	高 校 卒	7	51.6	401,532	0	401,532		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	12	51.3	458,495	2,130	456,365	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
		大 学 卒	3	49.0	496,261	8,565	487,696	
		短 大 卒	3	47.9	527,120	0	527,120	
		高 校 卒	6	54.5	398,976	0	398,976	
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	事 務 課 長	199	49.5	516,341	13,049	503,292	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
		大 学 卒	114	48.6	518,351	9,787	508,564	
短 大 卒		14	49.7	476,240	17,321	458,919		
高 校 卒		71	50.9	521,265	17,399	503,866		
中 学 卒		-	-	-	-	-		
技 術 課 長	技 術 課 長	94	49.5	520,270	17,811	502,459	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
	大 学 卒	54	49.3	518,406	13,061	505,345		
	短 大 卒	9	49.8	555,603	25,463	530,140		
	高 校 卒	31	49.8	513,361	24,014	489,347		
中 学 卒	-	-	-	-	-			

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第15表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。(第15表共通)
 3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大学卒	92	47.9	451,384	42,109	409,275	
	短大卒	44	43.9	401,803	34,049	367,754	
	高校卒	6	44.5	503,863	50,427	453,436	
	中学卒	42	53.0	500,376	50,104	450,272	
	技術課長代理	21	49.8	458,607	24,375	434,232	
	大学卒	10	48.7	448,954	7,965	440,989	
	短大卒	4	47.6	440,566	7,838	432,728	
	高校卒	7	52.7	482,830	57,292	425,538	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	277	45.4	374,003	45,446	328,557	* 係の長又は係長級専門職
	大学卒	109	42.3	356,560	41,976	314,584	
	短大卒	44	46.0	362,722	38,592	324,130	
	高校卒	123	47.9	393,250	51,412	341,838	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術係長	133	45.6	451,022	84,932	366,090	
大学卒	53	44.2	429,992	74,473	355,519		
短大卒	16	45.2	404,241	70,362	333,879		
高校卒	64	46.8	479,901	97,180	382,721		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	282	43.9	331,334	34,082	297,252	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	
大学卒	88	40.0	332,342	33,434	298,908		
短大卒	36	43.9	301,862	31,993	269,869		
高校卒	156	46.2	337,654	35,108	302,546		
中学卒	2	*	*	*	*		
技術主任	153	43.7	399,045	73,198	325,847		
大学卒	70	42.6	400,320	79,861	320,459		
短大卒	13	40.1	380,492	49,828	330,664		
高校卒	69	44.9	401,980	71,888	330,092		
中学卒	1	*	*	*	*		
事務係員	1,139	37.3	278,740	32,433	246,307		
大学卒	496	34.1	286,241	36,007	250,234		
短大卒	184	38.9	255,812	25,592	230,220		
高校卒	454	40.1	279,771	31,120	248,651		
中学卒	5	43.3	253,489	43,121	210,368		
技術係員	640	38.0	336,823	59,805	277,018		
大学卒	247	35.1	331,710	58,653	273,057		
短大卒	81	33.4	319,352	66,333	253,019		
高校卒	310	41.1	344,719	59,195	285,524		
中学卒	2	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	12	54.1	653,401	60	653,341	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	2	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	37	52.9	617,246	0	617,246	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	15	53.2	687,359	1,342	686,017	
事 務 部 次 長	19	49.8	513,425	0	513,425	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	3	47.7	564,672	0	564,672	
事 務 課 長	126	49.2	541,054	15,106	525,948	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	53	50.6	588,820	27,427	561,393	
事 務 課 長 代 理	69	47.4	465,023	51,570	413,453	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	9	49.9	496,827	43,273	453,554	
事 務 係 長	142	46.2	415,052	55,502	359,550	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	68	47.9	520,235	112,426	407,809	
事 務 主 任	96	42.2	383,777	41,526	342,251	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	41	43.3	539,667	122,094	417,573	
事 務 係 員	411	36.6	305,911	37,737	268,174	
技 術 係 員	238	36.5	377,931	81,036	296,895	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	41	51.5	463,447	363	463,084	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	25	53.1	523,736	27	523,709	
事 務 部 次 長	23	52.5	453,506	47	453,459	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	4	51.1	465,931	0	465,931	
事 務 課 長	54	50.4	472,391	8,699	463,692	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	33	48.7	431,679	5,090	426,589	
事 務 課 長 代 理	16	49.8	403,592	6,934	396,658	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	6	51.6	424,403	0	424,403	
事 務 係 長	91	44.3	314,105	32,777	281,328	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	44	43.4	351,141	38,655	312,486	
事 務 主 任	136	45.2	301,179	29,175	272,004	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	71	45.2	362,460	59,727	302,733	
事 務 係 員	545	38.3	269,535	31,620	237,915	
技 術 係 員	309	39.7	321,331	48,399	272,932	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	5	52.7	433,085	0	433,085	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	4	56.0	483,269	10,200	473,069	
事 務 部 次 長	1	*	*	*	*	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長一課長間）
技 術 部 次 長	5	54.1	375,411	5,440	369,971	
事 務 課 長	19	49.2	432,891	8,145	424,746	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	8	45.6	392,487	1,205	391,282	
事 務 課 長 代 理	7	48.9	413,447	20,726	392,721	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
技 術 課 長 代 理	6	47.8	432,793	19,657	413,136	
事 務 係 長	44	44.7	341,511	33,051	308,460	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	21	41.6	408,247	82,913	325,334	
事 務 主 任	50	44.3	297,101	31,082	266,019	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
技 術 主 任	41	40.1	340,724	54,908	285,816	
事 務 係 員	183	36.0	221,028	17,787	203,241	
技 術 係 員	93	34.9	278,217	47,320	230,897	

その2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	3	53.0	230,720	5,421	225,299	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	*	*	*	*	
	守 衛	6	58.5	238,189	15,954	222,235	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研 究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	* 部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	2	*	*	*	*	* 上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	1	*	*	*	*	* 部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	7	55.8	1,286,352	19,244	1,267,108	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	3	58.5	451,354	24,634	426,720	部下に薬剤師2人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 剂 師	11	36.2	321,754	9,731	312,023	
	診療放射線技師	13	42.0	332,187	36,184	296,003	
	臨床検査技師	12	48.8	265,539	16,913	248,626	
	栄養士	15	38.4	230,985	9,046	221,939	
	理学療法士	78	31.9	270,834	11,506	259,328	
	作業療法士	80	33.3	270,743	9,344	261,399	
	総看護師長	3	60.8	500,875	0	500,875	部下に看護師長5人以上
	看護師長	43	50.9	390,614	31,395	359,219	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	125	41.5	322,652	35,942	286,710	
	准看護師	100	44.3	284,295	24,600	259,695	
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	55.8	524,756	0	524,756	
	高等学校教諭	39	46.4	420,657	10,970	409,687	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	
7級			支店長、工場長 部長、部次長
6級	課長代理	課 長	
5級			課 長
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
347,764 円	344,378 円	3,386 円 (0.98 %)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ペア慣行なし
係員		38.8	10.5	0.0	50.7
課長級		32.0	9.7	0.0	58.3

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		92.2	90.4	23.4	12.1	54.9	1.8	7.8
課長級		86.4	84.6	23.0	9.9	51.7	1.8	13.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度 あり	昇給制度 あり			昇給制度 なし
				自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計		93.6	38.7	77.3	44.4	6.4
	500人以上		95.1	31.2	78.2	47.2	4.9
	100人以上500人未満		92.6	46.7	75.6	47.0	7.4
	100人未満		93.1	34.5	79.3	34.5	6.9
課長級	規模計		88.9	34.4	70.8	38.8	11.1
	500人以上		86.4	20.9	68.1	34.9	13.6
	100人以上500人未満		88.8	45.3	70.4	44.1	11.2
	100人未満		93.1	34.5	75.9	34.5	6.9

(注) 1 昇給制度の内容は、複数回答である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は昇給制度ありとして集計した。

第21表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	189,225
	短 大 卒	166,547
	高 校 卒	152,377

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第22表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
				増 額	据 置	減 額	
大 学 卒	規 模 計		25.0	(31.7)	(68.3)	(0.0)	75.0
	500人以上		24.6	(19.5)	(80.5)	(0.0)	75.4
	100人以上500人未満		29.0	(37.7)	(62.3)	(0.0)	71.0
	100人未満		17.2	(40.0)	(60.0)	(0.0)	82.8
高 校 卒	規 模 計		19.9	(33.7)	(66.3)	(0.0)	80.1
	500人以上		17.7	(9.3)	(90.7)	(0.0)	82.3
	100人以上500人未満		26.3	(40.6)	(59.4)	(0.0)	73.7
	100人未満		10.3	(66.7)	(33.3)	(0.0)	89.7

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第23表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	2.10	2.20	1.97	2.05
上半期	1.89	2.06	1.71	1.58
年間の計	3.99	4.27	3.69	3.62

(注) 1 下半期は平成28年8月から平成29年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第24表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	規模計	45.9	54.1	47.0	53.0	54.8	45.2
	500人以上	32.4	67.6	35.8	64.2	55.9	44.1
	100人以上500人未満	54.4	45.6	54.6	45.4	57.5	42.5
	100人未満	46.0	54.0	47.3	52.7	46.6	53.4

第25表 家族手当の支給状況

その1 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
8.9	9.0	82.1

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	その他
52.1	5.7	42.2

(注) 1 手当額の定め方は、平成26年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

2 「配偶者・子等の別」には、配偶者と第1子の手当額が同額である事業所が含まれる。

その3 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	9,308
配偶者と子1人	14,095
配偶者と子2人	18,152

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第26表 住宅手当の支給状況

(単位：円)

支給の有無	事業所割合
支給	54.0
非支給	46.0
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位層	23,000円以上24,000円未満

第27表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況
(単位：%)

割増賃金率	適用従業員割合		(参考) 適用事業所割合	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	3.0	3.0	2.8	2.8
30%	13.7	16.7	12.6	15.4
29%	0.0	16.7	0.0	15.4
28%	0.0	16.7	0.0	15.4
27%	0.0	16.7	0.0	15.4
26%	0.0	16.7	0.0	15.4
25%	83.3	100.0	84.6	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費関係資料

第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,850	43,810	51,300	58,790	66,290
住居関係費	38,000	46,890	40,030	33,170	26,320
被服・履物費	1,780	4,480	5,820	7,180	8,520
雑費Ⅰ	21,020	28,440	39,160	49,880	60,600
雑費Ⅱ	5,250	15,280	16,560	17,840	19,150
計	90,900	138,900	152,870	166,860	180,880

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・平成29年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

4 労働経済関係資料

第29表 労働経済指標

項目		年月		平成27年度	平成28年度	平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		前年度比・前 年同月比(%)												
① 常用雇用指数 (調査産業計)				1.1	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9	1.0	
② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)		1.23	1.39	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	
	鳥取県	(倍)		1.14	1.42	1.33	1.35	1.36	1.39	1.39	1.40	1.43	1.41	
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	3.3	3.0	3.2	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	
④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)		289.1	290.0	293.8	287.5	290.3	290.1	288.3	289.1	291.0	290.7	
		前年度比・前 年同月比(%)		0.5	0.3	0.5	0.3	0.0	0.3	0.3	0.3	0.4	0.6	
	鳥取県	(千円)		257.9	259.7	260.7	255.7	260.0	258.7	257.5	258.1	259.8	262.1	
		前年度比・前 年同月比(%)		2.8	0.7	0.1	0.6	0.9	△ 0.1	0.4	0.7	1.6	1.8	
⑤ 所定内給与	調査 産業計	全国	(千円)		264.0	265.0	267.6	263.0	265.7	265.5	264.3	265.0	265.6	
			前年度比・前 年同月比(%)		0.6	0.4	0.4	0.1	0.1	0.4	0.5	0.5	0.7	
		鳥取県	(千円)		240.7	240.9	242.3	238.2	242.4	241.1	239.5	240.4	241.4	241.9
			前年度比・前 年同月比(%)		3.1	0.1	△ 0.3	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.2	1.0	0.5
	一般 労働者	全国	前年度比・前 年同月比(%)		0.7	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.4	0.3	0.2	0.4
			鳥取県	(千円)		272.8	273.2	274.2	269.8	274.8	274.1	272.1	272.9	274.2
⑥ 所定外給与 (調査産業計)	全国	(千円)		25.1	25.0	26.3	24.5	24.6	24.5	24.0	24.1	25.4	25.6	
		前年度比・前 年同月比(%)		0.0	△ 0.4	0.9	0.9	△ 0.1	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.6	
	鳥取県	(千円)		17.2	18.8	18.4	17.5	17.6	17.6	18.0	17.8	18.5	20.3	
		前年度比・前 年同月比(%)												
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		148.9	148.3	153.8	142.7	154.0	151.5	145.0	148.8	148.3	150.5	
	鳥取県	(時間)		153.5	153.5	159.8	147.8	158.6	154.6	148.5	155.6	155.4	157.1	
⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		12.8	12.7	13.3	12.2	12.5	12.5	11.9	12.5	12.8	13.1	
	鳥取県	(時間)		9.4	9.9	10.0	9.8	9.4	9.6	9.2	10.4	10.0	10.6	
⑨ 消費支出	全国	二人以上 の世帯	(千円)		286.8	282.1	299.1	283.3	262.7	279.6	277.1	268.3	283.2	
			前年度比・前 年同月比(%)		△ 1.8	△ 1.6	△ 0.7	△ 1.4	△ 2.4	△ 0.9	△ 5.4	△ 2.7	△ 0.2	
		二人以上の 世帯のうち 勤労者世帯	(千円)		315.4	310.4	337.3	308.0	277.5	303.9	302.0	297.3	306.6	
			前年度比・前 年同月比(%)		△ 1.0	△ 1.6	1.3	△ 2.9	△ 5.4	△ 3.7	△ 4.9	△ 0.7	△ 1.2	
	鳥取市	二人以上 の世帯	(千円)		276.1	251.6	259.4	263.4	230.2	234.2	238.1	237.1	232.6	
			二人以上の 世帯のうち 勤労者世帯	(千円)		293.7	270.6	261.3	300.1	252.4	262.9	263.8	252.0	258.0
⑩ 消費者物価指数 (総合)	全国	前年度比・前 年同月比(%)		0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	0.1		
	鳥取市	前年度比・前 年同月比(%)		0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	0.5		
⑪ 国内企業物価指数			前年度比・前 年同月比(%)		△ 3.2	△ 2.3	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5	△ 4.2	△ 3.8	△ 3.3		

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率については、平成27年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	資料出所	
1.0	1.1	1.1	1.1	1.6	1.8	1.5	1.7	厚生労働省(毎月勤労統計調査)	
1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	1.51	1.52	厚生労働省	
1.44	1.47	1.51	1.53	1.59	1.59	1.59	1.65		
3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1	2.8	2.8	総務省(労働力調査)	
290.7	288.1	289.3	291.4	295.0	289.1	291.5	291.3	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)	
0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3	0.5	0.4	0.4		
263.2	259.7	261.6	258.8	264.8	258.4	262.5	259.8		
0.8	1.0	1.2	△ 0.8	1.5	1.0	0.9	0.5		
264.9	263.4	264.1	266.1	268.9	264.8	267.3	267.1		
0.6	0.6	0.3	0.0	0.6	0.7	0.7	0.6		
242.1	239.3	241.5	241.1	244.7	240.4	242.6	242.2		
0.0	0.1	0.4	△ 0.7	1.0	0.9	0.1	0.4		
0.6	0.3	0.2	△ 0.1	0.3	0.4	0.4	0.5		
273.9	271.7	273.4	272.5	275.6	270.6	272.9	272.9		
25.9	24.7	25.2	25.3	26.1	24.2	24.2	24.2		
△ 1.1	△ 0.5	0.7	△ 1.7	△ 0.6	△ 1.0	△ 1.6	△ 1.3		
21.1	20.4	20.1	17.7	20.1	18.0	19.9	17.6		
148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	144.7	154.2	150.5		
155.0	143.7	151.6	154.4	161.7	151.3	161.6	154.8		
13.1	12.3	12.7	13.1	13.2	12.3	12.3	12.4		
10.9	9.4	10.0	9.6	10.2	9.9	9.7	9.7		
319.8	280.0	261.3	298.7	295.3	283.3	268.4	279.1		総務省(家計調査)
0.2	△ 0.7	△ 3.6	△ 1.1	△ 1.2	0.0	2.2	△ 0.2		
350.3	307.3	298.2	337.4	330.4	314.1	295.7	308.0		
3.0	△ 1.8	0.0	0.6	△ 2.1	2.0	6.6	1.3		
270.1	330.7	227.4	272.4	223.9	242.4	240.6	283.1		
276.4	400.5	216.2	255.8	234.4	256.1	278.0	266.6		
0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	総務省	
0.9	0.9	0.6	0.6	0.4	0.6	0.6	0.6		
△ 1.2	0.5	1.1	1.4	2.1	2.1	2.2	2.6	日本銀行	

5 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.15%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率87.8%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15%〔行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳〕

〔俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.85月 (支給済み)	0.95月 (現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - * 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが重要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討